

押部谷東 防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

～この『地域おたすけガイド』は、押部谷東地区の皆さんが、
災害時にどのような活動をするかを示したガイドブックです～

平成30年3月
押部谷東防災福祉コミュニティ

1 運営本部の設置基準

- ・地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。
- ・震度5弱以上、または地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報*が出された場合。

参考) 避難情報の種類

避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。・その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・速やかに避難場所へ避難をしましょう。・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

※特別警報とは

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を呼びかけるために発表される警報

2 活動方針

- ・阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。
- ・周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、慌てず、無理をせず、自分達のできる範囲で防災活動を行いましょう。

3 役員参集場所等一覧

防災福祉 コミュニティ 運営本部	押部谷東地域福祉センター					
ブロック本部	【木見地区】 木見会館	【木幡地区】 木幡公会堂			【木津地区】 木津公会堂	
	【秋葉台・木幡団地】 押部谷東地域福祉センター					
緊急避難場所 (屋内・屋外)	名称	※災害毎の注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	木津小学校	○	○	○		○
防災資機材庫	【木見地区】 グラウンド下 資機材庫	【木幡地区】 消防団資機材庫			【木津地区】 木津公会堂 消防団資機材庫	
	【秋葉台・木幡団地】 押部谷東地域福祉センター					
防災行政無線 保有者(ラジオ型)						
その他 必要な事項						

4 災害時の活動手順 ～チェックシート形式～

大雨・地震等の
大規模災害の発生

↑
災害直後から数時間後まで
↓

4-1. 防コミ運営本部

(1) 防コミ運営本部の
立ち上げ

(2) 情報収集・伝達

本部と各ブロックは、
情報交換を密に！
必要に応じて
人員派遣、機材貸出

(3) 区や消防署へ
の連絡

(4) 緊急避難場所・避難所の開設

4-2. 各ブロック

(1) 各ブロックで
本部を立ち上げ

(2) 安否確認

(3) 救護・救出活動

(4) 避難誘導

4-3. 数時間後の取り組み

(1) (2) 避難所の運営

(3) 生活情報の
収集

(4) 防火・防犯
パトロール

↑
数時間後から数日後まで
↓

災害直後から数時間後まで

4-1. 防災福祉コミュニティ運営本部で行うこと

(1) 防災福祉コミュニティ運営本部の立ち上げ

- 防災福祉コミュニティ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
＜役員の設定＞ 秋葉台自治会役員・木幡団地役員
“駆け付けた者が担う、足らずは補う！”
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、役割分担を決める。
＜役員分担＞ 情報収集、情報伝達、避難所運営、救助派遣

(2) 情報収集・伝達

- 本部に必要な準備物を配置する。
＜準備物＞

<input type="checkbox"/> 地域の地図	<input type="checkbox"/> 防災マップ	<input type="checkbox"/> 住宅地図
<input type="checkbox"/> 連絡網		
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者台帳		
<input type="checkbox"/> ホワイトボード・黒板・模造紙（情報共有のために記録）		
- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震気象情報等を収集する。
- 各ブロック本部や関係団体に連絡をする。
＜主な連絡先＞

1) 各ブロック（電話連絡）:	
・ 秋葉台・木幡団地…自治会長	（連絡がつかなければ）→ 副会長
・ 木幡・木津・木見…自治会長	（連絡がつかなければ）→ 民生委員
2) 木津小学校（ランシーバー）:	
・ 教頭	（連絡がつかなければ）→ 校長

※一次避難場所との連絡の取りあいは、直接人が出向く
- 人材を集めるために広く声かけをする。
（学校[先生・学生・生徒]や近くの事業所、各ブロックの一次避難場所に集まった元気な人など）

- 各ブロック本部と情報のやりとりを行う。

< 情報伝達・確認内容 >

- 1) 地震情報・大雨等の気象情報を伝える
- 2) 各ブロックの被害状況を確認する
- 3) 各ブロックの安否確認状況を確認する
- 4) 各ブロックの活動状況（被災者の救出・救護等）
- 5) モノ（機材）、ヒト（人材）の応援が必要か

- 各ブロックの機材や人材等が不足している場合は、本部から機材貸出や人員派遣等を行う。

（３）区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

（４）緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者・区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

人は一次避難場所へ！
モノと情報は本部へ！

4-2. 各ブロックで行うこと

（１）各ブロック本部の立ち上げ

- 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まり、ブロック長を決め、数名で班を編成して防災活動を行う。
班編成）安否確認班、救出救護班、
避難誘導班（災害時要援護者を避難誘導する）
- 各班の活動経過・結果や問題点（人員・機材の不足等）を把握し、防災コミュニティ運営本部に報告・協力要請等をする。

（２）安否確認 （３）救出・救護 （４）避難誘導

➡ 各ブロック活動シート 参照

発災数時間後から3日(72時間)くらいまで

4-3. 数時間後から行うこと

(1) 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

(2) 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

参考：福祉避難所とは？

災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、市が二次的に開設する避難所。

福祉避難所に直接避難することはできない。

まずは避難場所に避難し、避難所を巡回する市の保健師等へつなぐ。

- 同行避難してきたペットへの配慮

(3) 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

(4) 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

5 皆の安全を守るために ～日頃行う訓練など～

- 災害時等に大切なことを、住民の皆さんに伝えていきましょう。
 - ・ 自分の命は自分で守ろう
 - ・ 日頃から地域でコミュニケーションをとろう
(平日・休日や時間帯によって、地域にいる人が異なります。)
 - ・ 本部の場所(電話番号・場所)、一次避難の場所、役員等の連絡先など、災害時に必要な情報

- 各地区や学校・事業者等と連携しましょう。
 - ・ 木津, 木見, 木幡地区は、消防団があり、救助活動のノウハウを持っています。一方、大雨時には、がけ崩れなどが発生し、大きな被害が生じる恐れがあります。木津, 木見, 木幡地区と秋葉台, 木幡団地地区が、防災訓練をはじめ、日頃から助けあいながら、災害に備えましょう。
 - ・ 学校や事業者(産業複合団地も含む)とも、日頃からつながりを持ちましょう。

- 定期的に防災訓練や災害の備えをしましょう。
 - < 防災訓練メニューの例 >
 - ・ 小学校の備蓄倉庫の見学
 - ・ 資機材庫の確認と使い方の訓練(消防団から教えてもらう)
 - ・ 安否確認の練習
 - ・ 救助・避難生活の知恵に関する講習
(例: 服と棒を使った担架づくり)

木見地区

ブロック本部（木見会館）

安否確認

1. 安全だった住民が行動する
 - ・白いタオルをかける。または何かを出す（大丈夫！のマーク）
 - ・近所の人に互いに声かけをする
2. 安否を確認する。
【安否確認対象】
 - ・子ども、高齢者、一人暮らしの人【安否確認方法】
 - ・会長・副会長・4隣保役員・婦人生活会メンバーが中心となって、電話で安否確認をする。
 - ・電話が無理ならば、2人1組で直接訪問して安否確認をする。
3. 安否確認結果を記録する。
 - ・名簿に安否確認結果を記入する。

救出・救護

1. 必要な人員・機材を集める
 - ・人員：消防団（勤め人なので昼間はいない。昼間は地区にいる若い人が救出・救護担当になる）
 - ・機材：自宅の農具、消防団資機材庫（とび口、ハンマー、スコップ、ノコギリ、バール、かけや）
消防用器具庫に、土のう袋や担架の道具を保管しておく。
2. 救出活動をする
 - 1) 建物の被害状況等を確認する
 - 2) 二次災害が起こらないような対策を行う
 - 3) 要救助者の救出と応急手当をする

避難誘導

一次避難場所 木見会館 二次避難場所 木津小学校
(危険な時は複合産業団地)

木見

凡例

- 危険な箇所
- 避難ルート
- 避難場所
- 資機材庫

二次避難場所
木津小学校

木津小
木津小学校へは
早く移動する

高齢者や車椅子は、坂が急
移動が難しい!

道路側溝
耐震できて
いない

全体共通
ため池の決壊の恐れ
(ほぼ耐震改修済み)

一次避難場所
木見会館
2階

池の水で浸水の恐れ
(10~15cmならば
車徐行可能)

大雨時は外に出ず、
まずは2階へ!

資機材として
各自宅の農機具も
活用する

グラウンド地下
消防団資機材庫
(軽トラックで
直接進入可能)

もしどうしても危険ならば、
複合産業団地等に避難する

記号	名称	説明
土砂災害 土砂災害警戒区域(注)	急傾斜地の崩壊(がけくずれ)の警戒区域	傾斜30度以上かつ高さ6m以上のがけ地で、崩落した場合に市民に被害が生じるおそれのある区域。
	土石流の警戒区域	土石流が発生した場合に、市民に被害が生じるおそれのある区域。
	地すべりの警戒区域	土石流危険渓流：土砂と水が一緒に流れ出すおそれのある渓流。 地下水等に起因して、土地の一部が滑ったり移動したりすることにより市民に被害が生じるおそれのある区域。 (平成27年3月31日に新たに指定されました)
	地すべり防止区域、地すべり危険箇所	地すべりしている区域及びこれに隣接する区域で地すべりを助長、誘発するおそれの大きい区域。 地すべりが起こるおそれのある箇所。
山地災害	山地災害危険地区	山型崩壊などが起こる恐れのある箇所。
土砂災害の情報は平成27年4月1日現在のものです。 最新の情報は神戸市の窓口システムが兵庫県CGハードマップでご確認下さい。 (注)：簡易などにより地形が変わっている場所は、今後区域の見直しがあります。 (予定地)とは、土砂災害警戒区域に相当する範囲等のことです。		
河川 河川監視	洪水(外水はん濫)による浸水想定区域	100年1回の洪水(外水はん濫)による浸水想定区域。浸水想定区域は、必ず事前に発表。 100年1回の洪水(外水はん濫)による浸水想定区域。浸水想定区域は、必ず事前に発表。 100年1回の洪水(外水はん濫)による浸水想定区域。浸水想定区域は、必ず事前に発表。
	モニタリングカメラ	河川映像を、パソコンや携帯電話にネットで配信中。 http://www.kobe-city-office.jp/tv/camera/
	洪水警報システム(発信灯)	大雨、洪水発生警報や警報時に発光するイエローランプ。
雨水管	量水標	河川の水位を計測するものとし。
	内水はん濫による浸水想定区域	下水道(雨水管)や排水の排水能力を超える大雨など、内水はん濫により浸水することが想定される区域。
その他	過去に被災した箇所	平成元年以降に被災した雨水管。
	緊急避難場所(土砂災害)	命を守ることを最優先として、土砂災害から緊急的に避難するための施設。
	防災行政無線(屋外スピーカー)	避難誘導や避難指示を放送。



山陽自動車道

見津が丘5丁目

見津が丘7丁目

神戸西インター前

見津が丘4丁目

見津が丘6丁目

木津地区

ブロック本部（木津公会堂）

安否確認

1. 安否を確認する。

【安否確認対象】

- ・隣近所の人（住民全体）

【安否確認方法】

- ・各隣保内でグループ分けをしておく。
- ・2人が1組になって（隣保長と1人等）で直接訪問するなどして安否確認をする。
- ・安否確認後、一次避難場所へ避難する。

2. 安否確認結果を記録する。

- ・自治会の会員リストに安否確認結果を記入する。
- ・救助が必要なときは、無線・電話・直接出向く等の方法で本部に連絡する。

救出・救護

1. 必要な人員・機材を集める

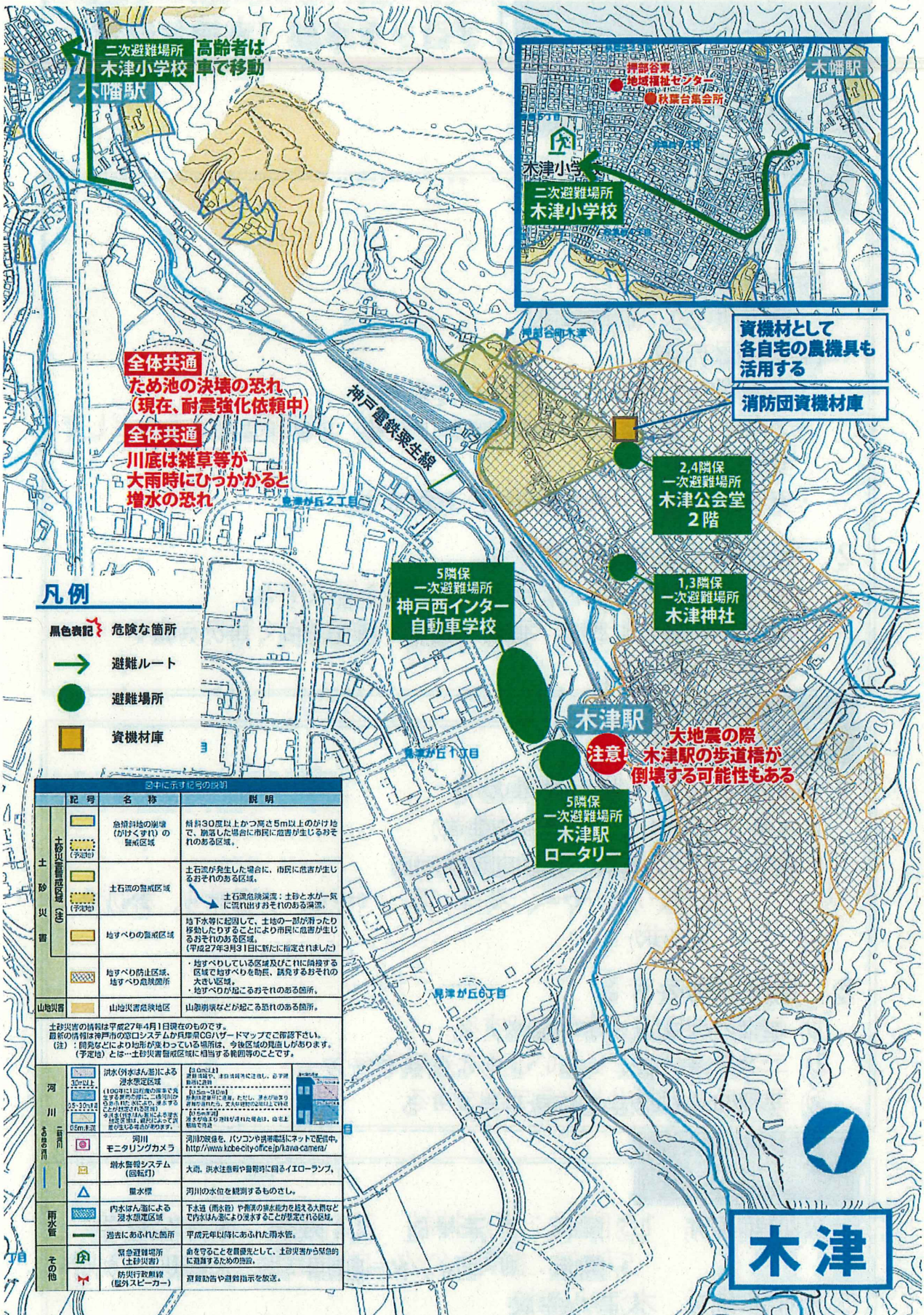
- ・人員：元気な人（元気な避難者）
- ・機材：自宅の農具、消防団資機材庫
（とび、ハンマー、スコップ、バール、ノコギリ、かけや、ユンボ）

2. 救出活動をする

- 1) 建物の被害状況等を確認する
- 2) 二次災害が起こらないような対策を行う
- 3) 要救助者の救出と応急手当をする

避難誘導

一次避難場所 1,3 隣保：木津神社 2,4 隣保：木津公会堂
5 隣保：神戸西インター自動車学校、木津駅ロータリー
二次避難場所 木津小学校



凡例

- 黒色表記 危険な箇所
- 避難ルート
- 避難場所
- 資機材庫

図中に示す記号の説明

記号	名称	説明
■ (黄色)	急傾斜地の崩壊 (かきくすれ) の 警戒区域 (予定地)	傾斜30度以上かつ高さ5m以上のがけ地で、崩落した場合に市民に危害が生じるおそれのある区域。
■ (茶色)	土石流の警戒区域 (予定地)	土石流が発生した場合に、市民に危害が生じるおそれのある区域。 土石流危険渓流：土石と水が一緒に流れ出すおそれのある渓流。
■ (茶色)	地すべりの警戒区域	地下水等に応じて、土地の一部が滑ったり移動したりすることにより市民に危害が生じるおそれのある区域。 (平成27年9月31日に新たに指定されました)
■ (茶色)	地すべり防止区域、地すべり危険箇所	地すべりしている区域及びこれに隣接する区域で地すべりを助長、誘発するおそれの大きい区域。 地すべりが起こるおそれのある箇所。
■ (茶色)	山地災害危険地区	山崩崩壊などが起こる恐れのある箇所。

土石災害の情報は平成27年4月1日現在のものです。
最新の情報は神戸市のGISシステムから兵庫県CG/ハードマップでご確認下さい。
(注)：開列などににより追加されている場所は、今後区域の見直しがあります。
(予定地)とは、土石災害警戒区域に相当する範囲等のことです。

河川	30-311	洪水(外水はん濫)による浸水警戒区域 (100年規模洪水想定高を基準とし、2階階高が浸水するおそれのある区域を指し示すことにより浸水警戒区域)	図10-21 浸水警戒区域
	30-311A	河川	河川情報を、パソコンや携帯電話にネットで閲覧中、 http://www.kobe-city-office.jp/lava/camera/
	30-311B	モニタリングカメラ	
	30-311C	雨水監視システム (監視灯)	大雨、洪水発生時や監視灯に明るいイローランプ。
雨水管	△	雨水標	河川の水位を監視するものさし。
	■ (青)	内水はん濫による浸水警戒区域	下水道(雨水管)や河川の排水能力を超える大雨などで内水はん濫により浸水することが想定される区域。
その他	■ (緑)	過去にあふれた箇所	平成元年以降にあふれた雨水管。
	■ (赤)	緊急避難場所 (土砂災害)	命を守ることを最優先として、土砂災害から緊急的に避難するための施設。
	■ (赤)	防災行政無線 (屋外スピーカー)	避難勧告や避難指示を放送。

木津

木幡地区

ブロック本部（木幡公会堂）

安否確認

1. 安否を確認する。

【安否確認対象】

- ・隣近所の人（住民全体）

【安否確認方法】

- ・隣近所同士で安否確認をする。
- ・役員に連絡する
- ・役員が会長・副会長に報告する。

・自治会費集金時に、役員の携帯電話番号を、地域の皆さんに伝える（隣保名簿も作成し、集会所の近くに保管しておく）

2. 安否確認結果を記録する。

- ・隣保名簿の一覧表に安否確認結果を記入する

救出・救護

1. 必要な人員・機材を集める

- ・人員：消防団と元気な人
- ・機材：自宅の農具等(スコップ、チェーンソー、ツルハシ、カマ等)、消防団資機材庫、関係資材（担架[竹・服]、三角巾など）を木幡公会堂に保管

2. 救出活動をする

- 1) 建物の被害状況等を確認する
- 2) 二次災害が起こらないような対策を行う（特に水害時は、川や水路に近づかないようにする）
- 3) 要救助者の救出と応急手当をする

避難誘導

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 一次避難場所 | 木幡公会堂、公園(昼間)、コスモガソリンスタンド(地震時) |
| 二次避難場所 | 木幡公会堂 |
| 三次避難場所 | 木津小学校 |

木幡

①中に示す記号の説明

記号	名称	説明
	急傾斜地の崩壊(がけくずれ)の警戒区域	傾斜30度以上かつ高さ5m以上のがけ地で、崩壊した場合に市民に危害が生じるおそれのある区域。
	土石流の警戒区域	土石流が発生した場合に、市民に危害が生じるおそれのある区域。 土石流危険深淵：土砂と水が一気に流れ出すおそれのある深淵。
	地すべりの警戒区域	地下水等に起因して、土地の一部が滑ったり移動したりすることにより市民に危害が生じるおそれのある区域。(平成27年9月31日に新たに指定されました)
	地すべり防止区域、地すべり危険箇所	地すべりしている区域及びこれに隣接する区域で地すべりを助長、誘発するおそれのある区域。 地すべりが起こるおそれのある箇所。
	山地災害危険地区	山崩れなどが起こる恐れのある箇所。

土砂災害の情報は平成27年4月1日現在のものです。最新の情報は神戸市の窓口システムから兵庫県CGハードマップでご確認下さい。
(注)：開発などにより地形が変わっている箇所は、今後区域の見直しがあります。(予定地)とは、土砂災害警戒区域に相当する範囲等のことです。

河川	河川	雨水管	その他
	洪水(例はん濫)による浸水想定区域(100年に1度の洪水で想定される浸水範囲に、一部例外として、20年、50年、100年の洪水で想定される浸水範囲を示す)		緊急避難場所(土砂災害)
	河川		防災行政無線(屋外スピーカー)
	モニタリングカメラ		
	増水監視システム(回転灯)		
	観水標		
	内水はん濫による浸水想定区域		
	過去にあつた箇所		

凡例

- 黒色表記 危険な箇所
- 避難ルート
- 避難場所
- 資機材庫



学校

大雨時は心配して田畑へ行って怪我をしないように!

消防団資機材庫

一次避難場所
二次避難場所
木幡公会堂

一次避難場所(昼間)
公園

一次避難場所(地震時)
コスモガソリンスタンド

木幡駅

●押部谷東地域福祉センター

●秋葉台集会所

三次避難場所
木津小学校



木津小学校

資機材
農家で各自持参
・スコップ
・チェーンソー
・ツルハシ
・カマ 他

秋葉台・ 木幡団地

ブロック本部
(押部谷東
地域福祉センター)

安否確認



無事ですマーク
緑色の札(ラミネート済み)
自治会で作成して配布する

1. 安全だった住民が行動する
 - ・元気だった場合は、“無事ですマーク”を玄関につける
 - ・全家庭が、避難する前に両隣に声かけをする。
2. 安否を確認する。
【安否確認対象】
 - ・救助を必要とする人、身体が不自由な人、妊産婦、幼児を抱えている人、高齢者など（特に見守ってほしい人は、事前に自治会に申告しておく）【安否確認方法】
 - ・ブロック理事（前年度・今年度、理事がいないときは元気な人）が、2人1組になって、ブロック内の安否のわからない住宅を訪問する。
3. 安否確認結果を記録する。
 - ・ブロックごとの住宅地図に書き込みをする。

救出・救護

1. 必要な人員・機材を集める
【人員・機材】
 - ・人員：公園に避難してきた人
 - ・機材：防災資機材庫（押部谷東地域福祉センター）
2. 救出活動をする（できる範囲内で）
 - 1) 建物の被害状況等を確認する
 - 2) 二次災害が起こらないような対策を行う
 - 3) 要救助者の救出と応急手当をする

避難誘導

- 一次避難場所 北公園、西公園、中公園、南公園、
県営住宅公園・集会所、秋葉台集会所
ツクイデイサービスセンター駐車場
- 二次避難場所 木津小学校

押部谷東地域福祉センター 防災資機材庫一覧

用途	番号	品名	個数	備考
消火用	1	小型動力ポンプ	1	
	2	消火用ホース 一式	1	
	3	訓練用水消火器	10	
	4	粉末消火器(小)	4	
	5	布バケツ	10	
	6	消火栓あけ	2	
救助用	7	スコップ	9	
	8	カナテコバール	3	
	9	折たたみ鋸	8	
	10	ハンマー	5	
	11	簡易ジャッキ	2	
	12	ボルトクリッパー	2	
	13	折りたたみ簡易担架	1	
	14	古い担架	1	
	15	車椅子	2	
	16	エンジンチェーンソー	2	
	17	とび口	2	
その他	18	ヘルメット	24	
	19	腕章		
	20	ブルゾン(イエロー)	29	
	21	ブルゾン(グリーン)	10	
	22	キャップ	20	
	23	トランジスタメガホン	2	
	24	広報訓練用拡声器	各1	
	25	マイク	1	
	26	サルベージシート	7	
	27	発電機(大・小)	各1	
	28	折りたたみリヤカー	1	
	29	コードリール(30・50M)	各1	
	30	投光機(三脚付き)	1	
	31	エアークンプレッサー	1	
	32	水消火器用ペットボトル	5	
	33	毛布	2	
	34	ガソリン缶(5L)	2	
	35	巻尺(30M)	1	
	36	救急箱	1	
37	収納庫			